

平成30年蘭越町議会第2回臨時会会議録

○開会及び閉会

平成30年 4月27日

開 会 午後 1時00分

閉 会 午後 2時14分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（ 8名） 3番 向山 博 5番 難波 修二

6番 赤石 勝子 7番 福村 正見

8番 中島 溢子 9番 柳谷 要

10番 熊谷 雅幸 11番 富樫 順悦

欠席（ 1名） 1番 永井 浩

○会議録署名議員

5番 難波 修二 6番 赤石 勝子

○説明のために出席した者の職氏名

町 長 金 秀行 副町長 山内 勲

教育長 首藤 一幸 総務課長 小林 俊也

税務課長 河野 俊明 住民福祉課長 北川 淳一

健康推進課長 坂口 幸夫 農林水産課長 西河 修久

建設課長 竹内 恒雄 商工労働観光課長 梅本 聖孝

教育次長 山下比登美 会計管理者 淀谷 融

建設課技師 中村 伸宏 農業委員会事務局長 谷口 敦哉

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 佐々木秋彦 書 記 和田 慎一

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明
- 日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度蘭越町一般会計補正予算（第14号））
- 日程第5 議案第1号 蘭越町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第2号 蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 工事請負契約の締結について（大谷団地公営住宅建設建築主体工事及び解体工事）
- 日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結について（交流促進センター幽泉閣改修建築工事）
- 日程第9 議案第5号 平成30年度蘭越町一般会計補正予算（第1号）

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。

なお、永井議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御了承願います。

これより、平成30年第2回蘭越町議会臨時会を開催いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

説明出席者につきましては、名簿をお手元に配布していますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条により、5番難波議員、6番赤石議員を指名いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長からお諮り願います。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 皆さんこんにちは。御苦勞様です。

平成30年第2回蘭越町議会臨時会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日1日間といたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明

を願います。

金町長。

○町長（金秀行） 皆さん、こんにちは。

第2回蘭越町議会臨時会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本臨時会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第1回蘭越町議会定例会が開催されました、3月17日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

3ページ、4月8日、日曜日、午前9時30分から、この日は、第36回目となりますニセコ連峰歩くスキー大会が、多くの企業、団体の御協力のもと、チセヌプリ周辺を舞台に開催されました。

町内外のクロスカントリースキー愛好者214名の参加者のもと、私から開会式で参加者へ激励を申し上げております。

当日は穏やかな天候の中、5キロから30キロまでの4コースを、参加者は額に汗をにじませながら、思い思いにニセコ連峰の春を満喫されました。

また、ゴールした後には、商工会女性部や建設協会等により、豚汁、コーヒーなどが振舞われ、お楽しみ抽選会では、らんこし米、幽泉閣入浴券など数多くの景品、特産品が提供されまして、盛大のうちに終了をいたしましたところでございます。

同じく4ページ、4月17日、火曜日、この日は、7月7日、8日にニセコ山系で開催される自転車レース、第5回ニセコクラシック大会事務局の今野理事長ほか来庁され、今年度の大会状況について、報告を受けております。

今野理事長からは、5年前、165名から始まった大会が、年を重ねるごとに参加者が増加し、今年度は1,000名の定員に対し、エントリーの締切一月以上前にもかかわらず、既に1,000名を埋まってしまう、そのうち7割を超える人が道外からの参加者で、自転車競技愛好者への認知度が年々上がっておりまして、また、今年は新たな試みとして、タイムトライアルレースを実施することなどのお話も受けたところでございます。

さらに、世界のスキーリゾートでは、夏は自転車競技が盛んであることから、ニセコ山系に夏のレジャーとしての自転車を根付かせ、その魅力を道外へ発信していきたいとのことでございました。

私からは、自転車競技が盛んになれば、道路等のインフラの整備にもつながることから、町としても、協力を是非したいというお話をいたしたところでございます。

4月20日、金曜日、10時30分から、この日は、アーク・オートクラブの竹道代表ほか来庁されまして、今年6月30日から2日間にわたり、蘭越町内の林道などを使って開催される、全日本ラリー選手権第6戦となるアークラリーカムイの概要について、説明を受けたところでございます。

竹道代表からは、昨年までは洞爺湖町や豊浦町でも実施しておりましたが、今年はすべて蘭越町内の林道のコースを使うということになってございまして、参加チームは最大90チームを予定していること、選手などスタッフが約400名、大会スタッフを合わせると約600名を超える規模となりまして、マスコミや観戦客など相当の人の来町があるということでもございました。

私からは、多くの人々が蘭越町を訪れ、経済効果や知名度の向上があることへの期待から、是非、歓迎したいことを申し上げまして、環境の保全と安全対策に万全の配慮をするよう、お話をしたところでございます。

また、出場するラリーカーを間近で見たり、選手紹介を行ったりする、ラリーパークを役場の駐車場に設けることを検討し、商工会などに出店を要請することで、賑やかなイベントになるよう準備をしていきたいとのことでございました。

次に、旧目名保育所の譲渡についての御報告を申し上げます。

現在の旧目名保育所は、昭和52年、目名地区母と子の家と併設して建設され、平成9年3月までは目名へき地保育所として開設し、それ以降、廃所となる平成26年3月までの間、目名保育所として地域の保育に大きな役割を果たしてきたところでございます。

昨年の12月に、無農薬野菜を自ら育て、その食材を活かしたカフェレストランの経営や加工品の販売をしております、札幌市在住の安齋伸也さ

んが奥様とともに来庁され、旧目名保育所をリノベーションし、生活の拠点としながら、農産物等の六次化事業を進めたいということで、土地・建設の譲渡の御相談がございました。

対応した副町長からは、町が公売をせずに優先して事業を進めるためには、その目的・理由が必要であることから、移住・利活用計画書を提出していただき、また、現在の施設の破損状況や真冬の状況等も確認した中で利用していただきたいと申し上げました。

その後、家族4人、奥さん、中一の男性、小四女性で、施設の破損状況、雪の中での施設の状況等を実際に確認した上で、今年の2月14日に再度来庁され、移住計画書等の資料を持参し、真剣にこの地に移住して、家族とともに事業をやっていききたいとの申し出がございました。

安齋さんは、福島市出身で、平成23年の東日本大震災を機に、内閣府の社会企業家支援事業の採択を受けて、札幌に移住し、現在に至っておりますが、これまでの経験、目の前にある御縁や繋がりを大切にすることで、新しい暮らしを実践すべく、この目名地区での生活を強く決心したとのことでした。

内部で協議し、提出された移住計画書には、具体的な移住行程・事業内容等も詳細に記されており、また、強い意志も確認できるため、町といたしましては、このまま放置しておくよりは、町外からの移住促進及び、今後、目名地域の活性化にも期待できるものと判断し、土地・建物を譲渡することにいたしました。

譲渡金額は、評価額を参考とし、土地・建物合わせて150万円で契約をさせていただきました。

今後、安齋さんのほうで、実際に居住するために、トイレ・台所・浴槽等の改修や加工場等の改装を行い、今年の秋頃には目名での生活を始めたということでございます。

なお、譲渡するに当たり、目名地域の方々への配慮も必要となることから、担当の方から3月に目名地区町づくり協議会の堀会長へ、これまでの経緯等も含めて御説明させていただき、同時に、安齋さんから地域の皆様へと宛てたお手紙を、堀会長へお渡ししたところでございます。

以上で、旧目名保育所の譲渡についての行政報告を終わります。

次に、育苗施設の運営状況について、御報告を申し上げます。

今年の冬は、昨年と比べ降雪量が多く、融雪も遅かったことから、農作業への影響を懸念していたところでございますが、育苗施設におきましては、地域の皆さんの御協力をいただき、昨年と同日の4月12日から播種作業を開始しておりまして、14日に初出荷、当初の計画通り29日に最終出荷を終えるところでございます。

4月12日の播種作業開始に当たり、育苗施設運営委員会の中井委員長さんにも御出席をいただき、健苗マットの出荷と操業の安全を祈願したところでございます。

今年の供給マット数は、77戸に対して、22万7,275枚で、作付面積に換算しますと、約649.3ヘクタールとなり、昨年と比較しますと離農などにより利用戸数は2戸減となりましたが、基盤整備事業終了の復田等により、供給マット数で1,416枚、作付面積で4ヘクタールの増加となりました。

また、平成29年度におきまして、議会の皆さんの御理解をいただき、既設棟の老朽化した配管等の更新により、作業は大きなトラブルもなく順調に進んだところでございます。

今後は、苗が順調に生育し、豊穣の秋につながることを念じ、育苗施設の運営状況についての行政報告を終わらせていただきます。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

承認第1号につきましては、専決処分事項の承認をお願いするものでございまして、平成29年度蘭越町一般会計補正予算第14号について、3月31日に専決処分させていただき、歳入歳出それぞれ40万を追加したものでございます。

補正の内容でございますが、歳出では、財源内訳の変更でございまして、ふるさとを想う寄附金24万円を、総務費、民生費、農林水産業費、教育費へそれぞれ歳出充当し、また、民生費で地域福祉基金積立金40万円を追加し、歳出総額40万円を追加したものでございます。

歳入につきましては、地域福祉基金指定寄附金40万円の追加、ふるさとを想う寄附金24万円の追加、前年度繰越金24万円を減額し、歳入総

額40万円を充当いたしましたものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認をお願いいたします。

議案第1号は、蘭越町税条例等の一部を改正する条例について、議決をお願いするものでございます。

地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、蘭越町税条例等につきましても、所要の改正が必要であり、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第2号につきましては、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議決をお願いするものでございます。

地方税法及び同法施行令の一部を改正する法律等が施行されたことに伴いまして、蘭越町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正が必要であり、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第3号につきましては、大谷団地公営住宅建設建築主体工事及び解体工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

本建築主体及び解体工事は、4月23日、午前9時から指名競争入札を執行し、金額2億1,038万4,000円で、瀬尾・菅原特定建設工事共同企業体、代表者、瀬尾建設工業株式会社、代表取締役瀬尾友一を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第4号につきましては、交流促進センター幽泉閣改修建築工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

本改修建築工事は、4月23日、午前9時から指名競争入札を執行し、金額1億1,232万で、志比川・佐藤特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社志比川組、代表取締役志比川武を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第5号につきましては、平成30年度蘭越町一般会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ2,563万1,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、民生費では、福祉バス修理50万円の追加、介護予防拠点センター浄化槽ブローア交換修理20万円の追加など、

合わせまして76万3,000円の追加、衛生費では、統合診療所建設計画設計図書等作成報償金5万円の追加、取水ピット水位計交換修理140万4,000円の追加など、合わせまして146万1,000円の追加。商工費では、雪秩父自動火災報知設備受信機交換修理50万8,000円の追加、遺伝子解析委託料27万円、ふれあいの郷ひので浄化槽ブローア交換修理14万5,000円の追加など、合わせて115万3,000円の追加。土木費では、除雪ローダ2,219万4,000円など、合わせまして2,225万4,000円を追加し、歳出総額2,563万1,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金483万1,000円の追加、海の学び調査・研究サポート支援事業助成金50万円、除雪機械購入事業債2,030万円、合わせまして歳入総額2,563万1,000円を充当いたすものでございます。

なお、詳細については、議案説明の時に、担当課長から説明いたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第4、承認第1号専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、承認第1号専決処分事項の承認を求めることについて、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたのは、平成29年度の蘭越町一般会計補正予算第14号です。

議案の3枚目をご覧ください。

平成30年3月31日付けで専決処分いたしました、平成29年度蘭越町一般会計補正予算第14号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は69億790万3,000円で、この総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加して、69億830万2,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページをご覧ください。

2款総務費 1項総務管理費 9目自治振興費、財源内訳の変更で、特定財源のその他2万円については、まちづくり事業指定寄附金です。

3款民生費 1項社会費福祉費 1目社会福祉総務費、財源内訳の変更で、特定財源のその他10万5,000円につきましては、地域福祉推進事業指定寄附金です。

14目地域福祉基金費、補正額40万円。特定財源のその他40万円につきましては、地域福祉基金指定寄附金です。25積立金40万円。地域福祉基金積立金で、蘭越町の山口様ほか3件から寄附がありましたので、積立させていただくものです。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費、財源内訳の変更で、特定財源のその他2万円につきましては、地域産業振興事業指定寄附金です。

6款農林水産業費 2項林業費 2目林業振興費、財源内訳の変更で、特定財源のその他2万5,000円については、森林資源整備事業指定寄附金です。

10款教育費 4項社会教育費 3目コミュニティプラザ花一会費、財源内訳の変更で、特定財源のその他5万円については、花一会図書館事業指定寄附金です。次のページになります。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、財源内訳の変更で、特定財源のその他2万円については、子ども育成支援事業指定寄附金です。

次に、歳入ですが、5ページをご覧ください。

18款寄附金につきましては、説明を省略いたしますが、平成29年度のふるさと納税の実績ですが、件数が185件、総額637万5,000

円となっております。

20款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額24万円の減。前年度繰越金です。

以上、専決処分いたしました平成29年度一般会計補正予算第14号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、承認第1号専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、承認することに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第5、議案第1号蘭越町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河野税務課長。

○税務課長（河野俊明） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成30年3月31日、法律第3号で公布されたことに伴いまして、蘭越町税条例につきましても所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。所得税法の改正に伴い、給与所得控除額等が10万円

引き下げられたことにより、町民税非課税基準額を見直すこと。2点目として、固定資産税の課税標準の特例割合につきまして、我が町特例の条項を追加すること。3点目として、地方の貴重な財源となっておりますたばこ税の税率を段階的に引上げることなどでございます。

参考資料①番、蘭越町税条例等の一部を改正する条例の概要により、御説明を申し上げますが、今回の改正に伴う施行年月日につきましては、備考欄によるものでございます。また、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、参考資料1ページをご覧ください。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲についての定めでございます。第1項第2号では、障害者、未成年者、寡婦についての非課税基準額を125万円と定めております。国では働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけではなく、さまざまなかたちで働く人をあまねく応援する観点から、個人所得課税において、給与所得控除額及び公的年金控除額をそれぞれ10万円引下げ、その分を基礎控除に振替える改正がされたところでございます。

改正前は、給与収入では204万4,000円未満、65歳未満の方の場合の公的年金では、216万6,000円以下であれば、所得は125万円以下となり、当該所得者が障害者等であれば、町民税は非課税の適用を受けられておりました。

改正後は、給与所得控除等が10万円引き下げられたことにより、同じ年収であった場合、給与所得の場合は134万7,000円。公的年金の雑所得は、134万9,500円となり、現行の非課税基準額を上回ることから、非課税基準額を135万円に引き上げるものでございます。

次に、第2項中、控除対象配偶者を養育生計配偶者に改めるものでございまして、従前、納税義務者の所得に関係なく、配偶者の所得が38万円以下であれば、配偶者控除が受けられましたが、納税義務者の所得が1,000万円を超える場合には適用しないこととされたことにより、配偶者の定義が改められたものでございます。

所得税法改正後の配偶者の定義は、枠囲みの中に記載をしております。

同一生計配偶者とは、合計所得が38万円以下の配偶者で、控除対象配

偶者とは、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得が1,000万円以下である納義務者の配偶者のことをいいます。また、配偶者特別控除の適用対象額が拡充されたことにより、合計所得が85万円以下の配偶者のうち、前年合計所得が900万円以下の納税義務者の配偶者のことを、源泉控除対象配偶者と規定しております。2ページにまいります。

同じく第2項におきまして、前年の合計所得が一定の額以下である場合は、町民税均等割が非課税と規定しておりますが、これも給与所得控除額等が引き下げられたことにより、均等割非課税の所得割判定の際、10万円を加算する改正でございます。

現行の均等割非課税基準計算は、28万円に扶養人数と本人の1を加えた数を乗じ、これに16万8,000円を計算した金額以下であれば均等割は非課税となり、夫婦2人世帯の場合では72万8,000円以下となります。

これに当てはまりますと、改正前は給与収入が137万8,000円の場合は給与所得が72万8,000円となりますので、均等割は非課税となりますが、改正後は非課税基準額を超えてしまいますので、判定計算の際、10万円を加算することとしたものでございます。

次に33条の2の所得控除、33条の6は、調整控除についての定めでございますが、基礎控除及び調整控除の適用に所得控除を設け、段階的に逓減・消失する仕組みが創設されたことによる所要の改正でございます。従前、基礎控除は、所得の多寡にかかわらず適用されておりましたが、所得2,400万円から段階的に縮小し、2,500万円を超えた納税義務者には適用されないことから、同項中、所得割の納税義務者を、前年の合計所得が2,500万円以下である所得割の納税義務者に改めるものでございます。

次に、33条の6の調整控除とは、平成19年度に国から地方に税源移譲した際、所得税と住民税では所得控除額に差があるため、当該差額分を解消するための調整が講じられておりますが、これにつきましても、前年合計所得が2,500万円を超える納税義務者には適用しないこととするものでございます。

第47条は、法人町民税の申告納付ですが、法人町民税において、外国

子会社合算特別税制等に係る税額控除の創設と大法人において電子申告が義務化されたことによる所要の改正を行うものでございます。3ページにまいります。

第2項は、外国子会社合算税法の適用を受ける場合は、外国子会社が国外で納付した法人税相当額を税額控除する規定で、第3項では、新たな税額控除の創設に伴い、税額控除の順序に係る規定を整備するものでございます。

外国子会社合算税法とは、タックスハイブン税制の一つで、国内企業が税率の低い海外子会社に所得を移転して故意に法人税負担を軽減することを防ぐため、一定の要件に該当する海外子会社の海外所得については、国内企業の所得と合算して、日本で法人税等を課税する制度でございますが、海外子会社が国内で納付した税額につきましては、二重課税回避の観点から、当該税額を控除することとし、税額控除する際は、まず法人税から控除し、控除しきれない金額がある場合は、順次、地方法人税、法人道府県民税法人税割、法人市町村民税法人割から控除するものでございます。

第10項は、資本金1億円を超える大法人の法人税等の申告について、電子申告が義務化されたことに伴いまして、地方税におきましても、地方税共同機構を経由しての電子申告が義務化されたもので、第11項では、電子申告された場合は町が定める申告書様式により申告されたものとみなし、第12項では、申告された時期は提出のあった日ではなく、地方税共同機構が所有する電子機器ファイルに申告情報が記録された時点で電子申告の到達があったものとみなす規定でございます。

第51条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についての定めでございます。申告期限の延長の特例を受けていた法人町民税について、申告後に減額更正され、その後、さらに減額更正があった場合には、延滞金を計算する際、増額更正により増えた納付すべき税額のうち、脳期限前に納付されていた部分につきましては、その期間を控除して計算することとし、この規定につきましては、修正申告、不足税額の納付手続きについても準用するとともに、連結法人についても同様の規定を追加するものでございます。

第91条は、製造たばこの区分で、近年、販売量が急増している加熱式

たばこの区分を創設するため、新たに製造たばこの条項を追加するものでございます。

製造たばこを、喫煙用とかみ用、そして、かぎ用に分類し、喫煙用の製造たばこをさらに紙巻たばこから、加熱式たばこまで、5つの区分に分類しております。

第92条の2は、製造たばことみなす場合の規定でございまして、加熱式たばこの喫煙用具を使って、過熱による蒸気となる物品等は、製造たばこととみなし、製造たばこの区分は加熱式たばこと定める条項を新たに追加するものでございます。

第93条は、たばこ税の課税標準の定めで、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方法とするものでございます。

従来、加熱式たばこはパイプ式の分類され、製品重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算しておりましたが、加熱式たばこは、重量が軽いため、紙巻たばこと比べて税負担が低く抑えられておりましたので、課税の公平性の観点から換算方式を改めるものでございます。

改正後の換算方法ですが、従来の換算方法により算出した本数に0.8を乗じた本数と、重量に基づく換算方式、小売価格に基づく換算方式により算出した本数に、それぞれ0.2を乗じて求めた本数を合算して紙巻たばこ1本とすることとしております。

なお、この換算方式は、本年10月1日から適用しますが、段階的に従来の方式の割合を縮小させ、5年目で新方式に完全に適用することとしております。後ほど御説明をいたします。

第94条では、たばこ税の税率を1,000本につき、5,262円から5,692円に引上げるものですが、たばこ税の税率は3段階で引上げることとしております。それにつきましても、後ほど御説明をいたします。

第95条及び第97条につきましては、製造たばこの区分の条項が新たに追加されたことによる、条項内の規定の整備でございます。5ページにまいります。

附則第5条は、個人の町民税の所得割の範囲等についての定めでございまして、前年の合計所得が一定の額以下である場合は、町民税所得割が非

課税と規定されておりますが、給与所得控除額等が引下げられたことにより、これにつきましても、非課税の所得判定の際、10万円を加算する改正で、現行の所得割非課税基準と、改正後につきましても、枠囲み内に記載しているとおりでございます。

附則第10条の2は、地域の自主性を高めるため、地方税の係る税負担軽減措置について、軽減適用の是非や軽減の割合を各自治体が自主的な判断に基づき条例において適用する地域決定方地方税法特例措置、いわゆるわがまち特例制度導入に伴い、新たに条項を追加するもので、平成30年度法改正により、地方税法附則第15条等において、27種の課税客体についてわがまち特例が適用されております。

現在、本町において、わがまち特例法を課税する客体はございませんが、今後、いつ、どこに、どのような課税客体ができて課税事務に支障をきたすことがないように、法環境を整備すべく当該条項を規定するものでございます。

なお、それぞれの条項につきましては、上段に条項の内容と特例割合、中段に課税客体の内容、下段に国が定める基準の範囲を記載しております。

また、本町が定める特例割合が全国の自治体や近隣町村の制定状況なども勘案し、いずれも国が定める算出基準としております。

第1項は、水質汚濁防止法に規定する汚水・廃液処理施設で、第2項は大気汚染防止法に規定する指定物質の排出施設でございます。特例割合はいずれも2分の1と規定するものでございます。6ページをご覧ください。

第3項の下水道法に規定する公共下水道に規定する除外施設から、第5項の都市緊急整備地域等の公共施設等まで、特例割合は記載のとおりでございます。

また、第6項から、次のページの第11項までは、津波防災地域づくり法に規定する施設等について、それぞれ特例割合と非課税客体を記載のとおり定めております。

なお、平成30年度の改正により、従前の協定避難施設とは別に指定避難施設が追加されたところでございますが、協定避難施設とは設置者と市町村が協定書を取り交わすことにより、市町村が設置者に代わり管理でき

る施設で、指定避難施設とは専ら設置者自らが管理する施設とされております。8ページをご覧ください。

第12項から次のページの第21項までは、再生可能エネルギー施設に係る特例割合を定めております。

従前、再生可能エネルギー施設は、太陽光からバイオマスまでの5つに区分されておりましたが、法改正により、出力の規模により10項目に細分されたところでございます。なお、課税客体の内容と特例割合につきましては、記載のとおりでございます。10ページにまいります。

第22項の水防法に規定する浸水用防止施設から第25項の市民緑地まで、特例割合は記載のとおりでございます。

第26項は、新たに追加された条項で、町の導入促進基本計画に適合した中小業者の先端設備導入計画に基づく設備等に係る固定資産税の特例割合をゼロと定めるものでございます。

労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして、認定を受けた中小事業者が事業の用に供する設備・装置等を購入する費用を助成する中小企業の生産性革命のための設備投資を支援する制度が創設されたところですが、市町村が導入促進基本計画を策定し、かつ、新規取得した固定資産について、ゼロ特例を措置した市町村内に所在する事業所については、補助金が優先採択されたり、補助率が引上げられるなどの優遇措置があることから、当該規定を整備するもので、施行年月日につきましては、現在、国会に提出しております生産性向上のための特例措置法の施行の日としております。11ページにまいります。

わがまち特例の条項ですが、第27項はサービス付き高齢者向け新築住宅に係る課税標準の特例割合を3分の2と定めるものでございます。

附則10条の3は、新築住宅軽減等に関する規定で、固定資産税額の減額措置を受けられる家屋について、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂を追加し、翌年度から2年度分の固定資産税に限り3分の1を軽減するものでございます。

第11条の2は、土地の価格の特例でございますが、固定資産の価格は原則、基準年度の価格が据え置かれ、3年間の変動しない制度がとられておりますが、価格が下落傾向にある場合には、第2年度または第3年度で

あっても価格を修正できる特例措置を平成32年度まで引き続き継続するもので、第2項では第2年度において価格を修正し、第3年度は修正しない場合の第3年度の価格は基準年度の価格ではなく、時点修正した第2年度の価格とする措置についても同様に継続するものでございます。

附則第12条は、宅地等に対して課する固定資産税の特例の定めございまして、固定資産評価額と実施の課税価格にかい離のある場合に、これを是正する際は、一気に引上げるのではなく、緩やかに実勢価格に近づける負担調整措置を平成30年度から平成32年度まで引き続き継続するものでございます。

従前、固定資産の価格はそれぞれの市町村が独自に定めていたことから、全国的にはばらつきがありました。平成3年度に地方税法が改正され、平成6年度の評価替えから、固定資産の評価額は、地下公示価格や不動産鑑定士による鑑定価格などの法的価格の7割とすると定められたところですが、これにより、固定資産の価格が急激に上昇することを回避するための、負担調整措置が長きにわたりとられているものでございます。12ページをご覧ください。

附則第13条は、農地等に対して課する固定資産税の特例、附則第15条は特別土地保有税の課税の特例でございますが、これらにつきましても、宅地と同様に引き続き負担調整措置を請じるものでございます。

次に、第2条による改正でございます。

ただいま御説明しました、改正規定中、町たばこ税に係る条項を改めるものでございまして、第93条において規定した、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、従来の換算方法を6割に減少させ、新方式の割合を4割に高め、これらを合算した本数を紙巻きたばこ1本とするものでございます。13ページにまいります。

続きまして、第3条による改正は、ただいま第2条で改正した加熱式たばこの紙巻きたばこの換算方法について、さらに従来の換算方法を減少させ、新方式の割合を定めるもので、第94条では、たばこ税の税率を1,000本につき、5,692円から6,122円に引上げるものでございます。

第4条は、同じく換算方法をご覧のとおり改め、たばこ税の税率を1,

000本につき、6,122円から6,552円に上げるものでございます。14ページにまいります。

第5条による改正でございますが、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法については、新方式に完全に移行するものでございます。

第6条の改正は、附則第5条の改正でございますして、平成27年度の蘭越町税条例の一部改正で講じた3級品の紙巻きたばこに係る経過措置の期間の終期を延長する改正でございます。

3級品たばこにつきましては、主として高齢者に長年親しまれていた実情を考慮し、当分の間の措置として一般の紙巻きたばこよりも低い税率が適用されておりましたが、平成27年度の法改正において、特例税率が廃止され、段階的に税率を上げることとなり、第3段階目の上げ時期の終期は平成31年の3月31日でしたが、紙巻きたばこの税率の変更時期に合わせるため、当該終期を平成31年の9月30日に改めるものでございます。

次に、最後のページをご覧ください。

町たばこ税に係る改正につきましては、加熱式たばこの本数換算方法を見直すこと、紙巻きたばこの税率の上げを複数年かけて段階的に行うこと、3級品たばこの税率上げ時期を延長することについて、御説明したところですが、これらを一覧にしたのが町たばこ税に係る改正の概要でございます。

1点目は第93条で規定した加熱式たばこの紙巻きたばこの本数への換算方式を見直すものでございます。

従来は、製品重量1グラムを紙巻たばこ1本として課税しておりましたが、新方式は加熱式たばこ0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本として換算します。残りの0.5本分は小売価格に基づき換算する方法で、これらを合計することで紙巻きたばこ1本とするものでございます。

そして、いきなりこの新方式とするのではなく、本年10月1日から平成34年の10月1日まで5年間で新方式とするものでございます。

2点目は、紙巻きたばこの税率の改正ですが、第1条では本年10月1日から5,692円に改め、この金額を平成32年10月1日からは6,122円、平成33年10月1日からは6,552円と3段階で上げる

こととしております。

3点目は、3級品たばこの税率については、27年度改正でご覧のとおり、段階的に引上げることと規定しましたが、3段階目の終期をご覧のとおり、平成31年9月30日に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第6、議案第2号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河野税務課長。

○税務課長（河野俊明） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年度から国保の都道府県化に伴う国民健康保険税の課税額の定義の変更と、国民健康保険税の法定軽減対象世帯の拡充及びマイナンバー制度により情報連携が可能となったことに伴う条項の整備

でございます。地方税法並びに地方税法施行令が改正されたことに伴いまして、蘭越町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正が必要でありますので、条例の一部改正をお願いするものでございます。

参考資料②番、新旧対照表により御説明を申し上げます。

変更箇所はアンダーラインを引いてございます。

第2条は、課税額についての定めでございます。改正前は第1項において、国民健康保険税は基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額、そして介護納付金課税額の合算とすると規定しております。

平成30年度から国保の都道府県化がスタートすることに伴いまして、課税額の定義を改め、各賦課区分はそれぞれ号を設けて規定することにより、第1項の全文を改めるものでございます。

第1項ではまず、前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合計額とすると規定した上で、第1号において、基礎課税や国民健康保険事業納付金の納付に要する費用のうち、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の納付に要する費用を除いた額と定め、2ページにまいります。第2号では、後期高齢者支援金等課税額については、道の国民健康保険特別会計において負担する国保事業納付金のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用と定め、第3号では、介護納付金課税額については、道の国民健康保険特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用と規定するものでございます。

続きまして、第2項ですが、ただいま第1項におきまして、それぞれ賦課区分については、第1号から第3号で規定しましたので、第2項中、前項の次に第1号を加えるものでございます。3ページにまいります。

同じく第3項中、第1項の次に第2号を加え、第4項中、第1項の次に第3号を加えるものでございます。

また、第4項中、介護納付金課税額被保険者の定義を括弧内に規定しておりますが、これにつきましては、第1項第3号中において規定しましたので削除するものでございます。4ページにまいります。

第5条の2、第1項第1号中、国民健康保険法について、昭和30年法律第192号と法律番号を明記しておりますが、これにつきましても、第

2条第1項第1号において規定しましたので、これを削除するものでございます。5ページにまいります。

第23条は、国民健康保険税は減額についての規定でございます。

国民健康保険税の算定は、応能割といわれております担税力に応じて負担する所得割と資産割及び応益割といわれております受益に応じて負担する均等割と世帯別平等割を合算して求める仕組みとなっておりますが、担税力が低いと認められる被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割の部分について軽減措置を講じる制度が設けられております。この軽減措置につきましては、昨年度及び平成28年度におきましても拡充され、改正したところでございますが、今般の経済状況等を踏まえますと、今年度におきましても低所得者の軽減措置の拡充は必要であるとの判断から、引き続き拡充するものでございまして、第1項第2号中、27万円を27万5,000円に改め、同条第3号中、49万円を50万円に改めるものでございます。

なお、改正後の具体例につきまして、後ほど御説明いたします。

次に、24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告の定めでございます。6ページをご覧ください。

第2項中、申告書を提出する場合にはを、申告書の提出に当たりに改め、書類の次の提示を求められた場合にこれらを加えるものでございます。この内容につきましても、のちほど御説明をいたします。次のページをご覧ください。

第23条の改正により軽減がどのように拡充されるのかについて、御説明を申し上げます。

被保険者数に応じて5割軽減、2割軽減を受けられることができる所得額を改正前と改正後についてお示ししておりますが、例えば、夫婦と子ども2人の4人世帯で、給与収入が358万円であった家庭の場合です。4人世帯で2割軽減に該当する所得は、改正前では229万円以下であり、この世帯の所得は232万6,000円なので、軽減には該当せず、国民健康税額は36万1,800円となります。改正後は判定計算する際、1人当たり5,000円増えることにより、2割軽減を受けられる判定所得は233万円に引き上げられることとなります。したがって、この世帯

は2割軽減の対象となりますので、税額は33万6,600円となり、年額で2万5,200円の減額となるものでございます。

次に、第24条の2について御説明をいたします。

倒産、リストラなど、本人の責任によらずやむを得なく離職した特例対象被保険者等、いわゆる非自発的退職者に係る所得割額は、100分の30に軽減されますが、この減額の適用を受けようとする場合は、減額申告書を提出する際、非自発的退職者を証明するため、雇用保険受給資格者証の提示が求められておりました。改正後は、ハローワークが所管する事務は番号法においてマイナンバー利用事務に指定されており、情報連携が可能であることから、原則、雇用保険受給資格者証の添付や提示を不要となりますが、文字化けや必要な情報が収受できないなど、情報連携に不具合があった場合には、申請者からこれら書類の提示を求めることを規定するものでございます。前のページに戻ります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。また、第2項では、国民健康保険税の課税に係る適用年度を定めております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町国民健康保険税条例の一部改正を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第7、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内建設課長。

○建設課長（竹内恒雄） ただいま上程されました、議案第3号工事請負契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

本件につきましては、大谷団地公営住宅建築建設主体及び解体工事につきまして、去る4月23日に指名競争入札に付した結果、瀬尾・菅原特定建設工事共同企業体が落札し、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蘭越町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、大谷団地公営住宅建設建築主体及び解体工事であります。

契約の方法は、指名競争入札。

契約の金額は、消費税1,558万4,000円を含めまして、2億1,038万4,000円であります。

予定工期は、平成31年2月28日に設定しております。

契約の相手方は、瀬尾・菅原特定建設工事共同企業体、代表者、虻田郡倶知安町北3条東2丁目7番地、瀬尾建設工業株式会社、代表取締役瀬尾友一氏であります。

参加した特定建設工事共同企業体は、佐竹・白戸特定建設工事共同企業体、横関・宇多特定建設工事共同企業体、瀬尾・菅原特定建設工事共同企業体、福津・西條特定建設工事共同企業体、阿部・小杉特定建設工事共同企業体、板谷・藤信特定建設工事共同企業体、草別・石田特定建設工事共同企業体、田中・白木特定建設工事共同企業体、中山・近藤特定建設工事共同企業体、志比川・佐藤特定建設工事共同企業体の9特定建設工事共同企業体であります。

工事の概要について、御説明申し上げます。参考資料③をご覧ください。

建設する場所は、蘭越町字大谷357番地1であります。

建設する位置は、赤枠が囲んでいる敷地内に赤色で示しているところで

ございます。また、外構工事といたしまして、幅員5.5メートル、延長97メートルの道路整備、駐車場8台分と家庭菜園200平米を整備するものであります。

構造は、鉄筋コンクリート造2階建て、1階に2LDK4戸、2階に3LDK4戸の1棟8戸であります。

建築面積は、394.96平米、延べ床面積は709.76平米であります。

地盤改良として、799平米、深さ1メートル、団地周辺の動植物に害のない木質パルプスラッチ材を主成分とした固化材を使用いたします。

また、地下水対策として、建物周りに暗渠管理設115.2メートルを行います。次のページをお開き願います。

1階、2階の平面図であります。2LDKの住居面積は69.22平米、3LDKの住居面積は80.4平米であります。その他は共用部分で会談室、プロパン室、自転車置場などが配置されております。3ページをお開き願います。

立面図であります。外壁はカラーガルバリウム鋼板、屋根はウレタン塗膜防水であります。

また、解体する公営住宅は、昭和54年度建設2棟、昭和56年度建設1棟の平屋建て、合計3棟12戸であります。

なお、この大谷団地公営住宅に係る機械設備工事は、5特定建設工事共同企業体の指名競争入札により、長澤・加藤特定建設工事共同企業体、2,127万5,000円。電気設備工事は、今朝の指名競争入札により、株式会社長澤電気1,404万円。工事監理委託は、株式会社アトリエブク367万2,000円で落札いたしました。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号工事請負契約の締結についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第8、議案第4号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内建設課長。

○建設課長(竹内恒雄) ただいま上程されました、議案第4号工事請負契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

本件につきましては、交流促進センター幽泉閣改修建築工事につきまして、去る23日に指名競争入札に付した結果、志比川・佐藤特定建設工事共同企業体が落札し、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蘭越町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、交流促進センター幽泉閣改修建築工事であります。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、消費税832万円を含みまして、1億1,232万円であります。

予定工期は、平成30年12月20日に設定をしております。

契約の相手方は、志比川・佐藤特定建設工事共同企業体、代表者、磯谷郡蘭越町蘭越町930番地3、株式会社志比川組、代表取締役志比川武氏であります。

参加した特定建設工事共同企業体は、佐竹・白戸特定建設工事共同企業体、横関・宇多特定建設工事共同企業体、瀬尾・菅原特定建設工事共同企

業体、福津・西條特定建設工事共同企業体、阿部・小杉特定建設工事共同企業体、板谷・藤信特定建設工事共同企業体、草別・石田特定建設工事共同企業体、田中・白木特定建設工事共同企業体、中山・近藤特定建設工事共同企業体、志比川・佐藤特定建設工事共同企業体の9特定建設工事共同企業体であります。

改修工事の概要につきまして、御説明申し上げます。参考資料④をご覧ください。

改修工事場所は、蘭越町昆布町114番地であります。

既存建物の概要であります。鉄筋コンクリート造、温泉浴場1階建て、宿泊施設2階建て。

温泉浴場の延べ床面積は、1,661.06平米、宿泊施設の延べ床面積は2,627.38平米であります。

改修工事概要は、赤色で囲っております。外壁タイル改修工事、外壁吹付タイル改修工事、塗装改修工事、屋根改修工事、屋上防水改修工事ほかでございます。次のページをご覧ください。

1階、2階の平面図であります。

改修工事をする箇所は、緑斜線と赤文字で工事概要を示しております。次のページをお開き願います。

3ページと4ページは立面図であります。

北側、東側、西側、南側の立面図で、改修工事する箇所は緑斜線と赤文字で工事概要を示しております。

なお、交流促進センター幽泉閣改修に係る機械設備工事は、5特定建設工事共同企業体の指名競争入札により、池田・長澤特定建設工事共同企業体、2,991万6,000円。電気設備工事は、今朝の指名競争入札により、株式会社長澤電気、2,397万6,000円。工事段階確認委託は、日本都市設計株式会社99万3,600円で落札いたしました。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第9、議案第5号平成30年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長(小林俊也) ただいま上程されました、議案第5号平成30年度蘭越町一般会計補正予算第1号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算総額は56億6,000万円で、歳入歳出それぞれ2,563万1,000円を追加し、56億8,563万1,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に、地方債の補正ですが、変更で、第2表地方債補正によるものです。後ほど御説明いたします。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。7ページをご覧ください。

3款民生費 1項社会福祉費 3目老人福祉費、補正額50万円。11需用費50万円。修繕料で、老人福祉バスのターボチャージャーなどの故障により、走行が困難となったため、故障箇所の修理をするものです。

7目ふれあいプラザ21費、補正額6万3,000円。11需用費6万3,000円。修繕料で、女子トイレの換気扇が経年劣化により、ベアリ

ングが故障したため、換気扇の交換修理をするものです。

8目介護予防拠点センター費、補正額20万円。11需用費20万円。修繕料で、浄化槽ブロワーが塩害による劣化などにより停止したため、ブロワーの交換修理をするものです。

4款衛生費 1項保健衛生費 5目診療所費、補正額5万7,000円。8報償費5万円。統合診療所建設計画設計図面作成報償金で、業務内容に精通した業者を選定したことから、当初の5社から6社となり、1社分の5万円の追加をお願いするものです。19負担金補助及び交付7,000円。全国自治体病院協議会負担金で、今年度から統合診療所医師の紹介を受けるために予算計上をしておりましたが、負担金が増額となったため、追加をお願いするものです。

4款衛生費 2項清掃費 2目じん芥処理費、140万4,000円。11需用費140万4,000円。修繕料で、一般廃棄物最終処分場の取水ピット水位計が故障し、施設の維持管理に支障をきたすため、交換修理をお願いするものです。8ページをご覧ください。

7款商工費 1項商工費 7目交流促進センター雪秩父費、補正額50万8,000円。11需用費50万8,000円。修繕料で、児童火災報知設備受信機の基盤が腐食し、機能しなくなったため、受信機の交換修理をお願いするものです。

8目貝の館費、補正額50万円。特定財源その他50万円は、海の学び調査・研究サポート支援事業助成金で、ウミウシ特別企画展示開催に係る調査経費等の助成金です。11需用費13万円。ウミウシ図鑑の作成に係る印刷製本費です。13委託料27万円。ウミウシ類の遺伝子解析委託料です。14使用料及び賃借料7万6,000円。調査に係る船舶借上料です。18備品購入費2万4,000円。参考図書を購入するものです。

11目ふれあいの郷費、補正額14万5,000円。11需用費14万5,000円。修繕料で、ふれあいの郷ひのでの浄化槽ブロワーが、電気不通状態となったため、ブロワーの交換修理をお願いするものです。

8款土木費 2項道路橋りょう費 6目除雪費、補正額2,225万4,000円。特定財源の地方債2,030万円につきましては、除雪機械購入事業債です。12役務費6万円。保険料で除雪ローダの自動車損害共済

分担金です。18備品購入費2,219万4,000円。除雪及び草刈作業に使用していた除雪ローダが故障し、修繕した場合に多額の経費がかかるため、新規に除雪ローダ1台の購入をお願いするものです。

つづきまして、歳入に戻ります。6ページをご覧ください。

20款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額483万1,000円。1繰越金483万1,000円。前年度繰越金です。

なお、平成29年度の繰越金の見込みについてですが、特別交付税につきましては、予算で1億8,000万円のところ、3億5,073万8,000円が交付され、約1億7,000万円の増となっており、そのほか収入及び不要額などを見込みますと、3億円程度が繰越となると思われませんが、最終的な金額は出納処理期間が終了する5月31日となりますので、御理解のほうお願いいたします。

21款諸収入、22款町債につきましては、説明を省略いたします。次に、3ページをご覧ください。

第2表地方債補正につきまして、御説明いたします。

過疎対策事業債ですが、補正前の限度額は3億4,720万円でしたが、2,030万円を追加し、3億6,750万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ありません。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号平成30年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成30年第2回蘭越町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時14分 閉会